

第7回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 平成28年8月25日(木) 午後1時30分
2. 開催の場所 当麻町農業合同事務所 2階 第1会議室
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員(12名)

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 阿部 稔  | 8番 田中 弘一  |
| 2番 野村 敏博 | 9番 佐々木 康二 |
| 3番 富永 学  | 10番 溝渕 康裕 |
| 5番 坂口 啓郎 | 11番 住田 哲也 |
| 6番 舟山 仁志 | 12番 朴谷 和夫 |
| 7番 森 正美  | 13番 氏家 知身 |
5. 欠席委員(1名) 4番 伊林 久信
6. 議事日程 議案第24号 土地の現況証明書の交付について  
その他
7. 農業委員会事務局職員

|       |       |
|-------|-------|
| 事務局長  | 松田 武  |
| 事務局次長 | 新村 幸恵 |
| 事務局係長 | 佐藤 公紀 |
8. 会議の概要

事務局次長： 全員揃いましたので、ご起立願います。礼

議長： それでは只今より、平成28年第7回農業委員会総会を開会します。このあいだから台風や大雨でみなさん大変苦労されたと思いますけど、被害に遭われた方にはお見舞い申し上げます。私も被害を受けておりましたけどちょっと大変だったのですが、これから収穫時期に入っていくと思いますけども、それぞれ機械を扱うことが多くなりますので、みなさんけがの無いように今年1年無事に終わらせていただければありがたいと思っております。本日もよろしく願います。

議長： 本日の会議録署名委員は、議席2番、野村委員、議席3番、富永委員にお願いいたします。また、本日、4番、伊林委員より欠席の連絡がありました。ただいまの出席委員は12名でありまして定足数でございます。局長から本日の議事日程について説明をしてください。

事務局次長： はい、1ページをお開き願います。本日の議題については、議案第24号、土地の現況証明書の交付について、2件、以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは、議題に入らせていただきます。2ページをお開き下さい。議案第24号、土地の現況証明書の交付について、事務局より1番について説明して下さい。

事務局次長： はい、議案第24号、土地の現況証明書交付について、次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。平成28年8月25日提出、当麻町農業委員会会長名。番号1、地番〇〇〇番〇〇、登記地目畑、利用状況、農地以外、面積、〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のため。現地確認は、8月2日、伊林委員と溝渕委員が行いました。願い出のありました土地は、3ページに記載の箇所でございます。〇〇〇番〇〇は、昭和51年に豚舎が建設されておりましたが、現在は廃業して納屋として利用しております。豚舎だった建築物の両脇にはハウスが建っていますが大部分が農地以外として利用しているので農地としての復元は困難でありますので農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： はい、ただいま土地の現況証明書交付についての1番について、事務局より説明が有りました。1番について、ご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決いたします。議案第24号、土地の現況証明書交付の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。1番については原案のとおり決定いたしました。続きまして土地の現況証明書交付について、事務局より2番について説明をお願いします。

事務局次長： はい、番号2、地番〇〇〇〇番〇〇、登記地目田、利用状況、農地以外、面積、〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇、〇〇 〇〇、願出

理由、地目変更登記のため。現地確認は、8月16日、住田委員と佐々木委員が行いました。願い出のありました土地は、4ページに記載の箇所でございます。申請書には、平成10年頃より、宅地として利用していると記載されておりましたが現地確認したところ、現在農地として野菜が耕作されており宅地としての利用はありませんでしたし、近隣住民の証言によると、〇〇〇〇番〇〇の近傍地の方が、数年前から農地として野菜を耕作しているとの情報がありました。以上の事を踏まえ、農地と判断致します。以上です。

議 長： はい、ただいま土地の現況証明書交付についての2番について、事務局より説明が有りました。2番について、ご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議 長： それでは、採決いたします。議案第24号、土地の現況証明書交付の2番について、現況は農地以外とは判断できない旨の通知をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： はい、賛成全員であります。2番については原案を却下し農地以外と判断できない旨の通知をする事で決定いたしました。

議 長： その他として、事務局より説明をお願いします。

事務局次長： はい、お手元にお配りしております資料1をご覧ください。平成28年4月に改正されました農業委員会法で施行された「農地利用の最適化」のために農業委員会活動の一つとして「農地パトロール」は必須業務となってございますので、本年も10月に取り組む予定としています。農地パトロールのねらいとしては3点あります。1点目は、地域農地利用の確認。2点目は遊休農地の実態把握と発生防止、解消。3点目は、違反転用発生防止・早期発見でございます。今月、農水省から農地中間管理機構に係る税制関係の周知文章が示されました。カラーの部分については、原文のままとなっております。まず、「農地を荒らして放置したままにすると固定資産税が1.8倍に増額されることがあります」となってございます。こういった事でどの時期に1.8倍になるかという事ではありますが、大カッコにあります通り、白〇の1つ目、10月に行います農地パトロールによって、遊休農地化、荒廃農地化の可能性のある農地を特定します。次に白〇の2つ目、11月末までに「利用意向調査票」をその所有者へ送付します。資料1の裏面をご覧ください。この様式が送付されました所有者は、来年の耕作をどうするかという意向を6ヶ月間の間に事務局へ回答しなければなりません。選択できる内容は、表の下にあります【】の農地の利用の意向の選択肢から、1筆ごとに①~⑤をそれぞれ選択します。6ヶ月間に回答が無かった場合、もしくは、資料1の表面をご覧ください。白〇の3つ目でございますが、H29年8月頃に、選択した通りに農地が耕作されているかを確認し、耕作されていない場合に、次の白〇4つ目ではありますがH29年11月頃までに、農業委員会が農地中間管理機構と協議し勧告される事になりますと、H30年度以降の固定資産税が1.8倍になる

という事になります。現在、6月23日の総会終了後に現地確認を行いました、清水川道路沿いの産業廃棄物処理場建設計画がありました山林の隣地であります、所有者に対して「意向調査」を送付しておりますが3ヵ月経過して現在まだ、回答がございませんので、このまま無回答の場合は、勧告する事になりますのでその場合は、H30年度以降1.8倍の固定資産税がかかる事になります。

次に、資料1、表の下段でございますが、H28年度以降新たに農地中間管理機構へ自留置の10aを残し、全農地を10年から15年間、貸し付けした場合には、固定資産税が2分の1に軽減されるという事になります。H26年度から農地中間管理事業が始まりまして、15年貸し付けをされている所有者はいないため、固定資産税が半額の特例は10年間貸し付けの、3年間半額が主体になると考えます。以上の内容について「我が郷土」9月号で周知致しますので、お知らせをいたします。また、農地中間管事業に関する交付額等については、後ほど農業振興課よりご説明がございます。以上です。

議長： ただいまの内容について、ご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： 本日の総会に提出した議案は以上であります。全体の審議をとおして質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： 本日、関係機関の皆さんが出席されておりますので、関係機関の皆さんから、何かございましたらお願いします。

議長： 農業振興課

農業振興課： 農業振興課からは、農業委員会事務局からご説明がありました資料1に関連して農地中間管理事業制度の関係について、平成28年度の部分に変更がありましたので資料2の方でお話をさせて頂きたいと思っております。

基本的な仕組みについては変わらないということになっておりまして、資料の上段の部分に囲みで書いてあるとおり、農地を貸したい方が農地中間管理機構を通じて地域の担い手である受け手に貸した場合、協力金が交付されるというような仕組みは変わっておりません。黒丸の3つ目ですが農地を貸したい出し手の方のところで、農地の貸付の申出については随時受け付けていますということになっていまして、そういうご相談があれば受付をしていくという形です。その下の農地を借りたい方である受け手の方ですが、これは機構に手上げをして農地を借りたいですと手を上げなければならない仕組みになっています。昨年までは毎年1回手上げをするということで、申込用紙を出していただくということになっていたのですが、今年度から1回手上げをしていただくという5か年有効になるということになりましたので、毎年ではなくなったというふうになっております。今回の公募については9月1日から1か月間ということになりまして、認定農業者の方には農業振興課の方からご連絡をさせて頂く予定になってございます。

それから機構集積協力金についてですが、この部分が若干変わっております。協力金の中身で金額が下がるというふうになっていまして、これは出し手の方が、今までは経営転換協力金でリタイヤとか部門減少することで、機構に農地を出した場合、去年までは0.5ha以下だと30万円、0.5haから2.0haだと50万円、2.0ha以上だと70万円という協力金の額だったのですが、これが今年から反当りという計算方法になりまして0.5ha以下だと面積×3.5万円/10a、0.5haから2.0haだと3.0万円/10aで上限が30万円、2.0ha以上だと1.5万円/10aで上限が50万円となっております。これだと変わらない場合もありますが、マックスが70万円から50万円に下がってしまうという内容に変わっています。

耕作者集積協力金については、賃貸しているものをもっと集積するために近くの担い手の方に出した場合に10a当り1万円という形の交付金だったのですが、これが平成28年度から5千円になるということで、2年前倒しで減額する形で変更になるということです。内容については以上でございます。

議長： 農業センター

農業センター： 畑作の直接払い交付金の関係ですが、農政事務所の方から連絡がありまして、8月26日以降で小麦、大豆、そば関係を作付されている方の面積払いがされる予定となっております。全体で該当者が65件で交付金の合計につきましては5,900万円ほどが交付される予定となっております。以上です。

議長： 土地改良区

土地改良区： 土地改良区からは、大雨による被害の報告をさせていただきますけど、7月31日～8月24日までの降雨量について、当麻ダム地点でございますけども、観測値として380mmの降雨量となっておりまして、主に緑郷、開明、東を中心として被害が大きく出ている状況でございます。被災の内容としてはほとんどが水路及び取水施設のり崩れといった形で、現時点では40数カ所の被害箇所が発生しております。用水路崩落や決壊といったものは現時点では把握できてございませんが、既に補修を始めている箇所もございますが、引き続き来年の通水に間に合うよう補修してまいりますので、ご報告とさせていただきます。

議長： 農協

農協： 特にございません。

議長： 普及センター

普及センター： 水害に関する内容になりますが、23日付で対応策ということで普及センターから技術指導を提出させていただいております。全作物が対象となっております。水稻、畑作、施設野菜、花きを含めた内容です。24日には、施設の関係で当麻町の中で被害に遭われている方が多いということで、大玉トマト、ミニトマト、きゅうりに対しての薬剤の殺菌剤の関係の資料ということで、続いて提出させていただいております。被害に遭われた方には何らかの形で配布されることと思います。あともう1点水害に関してですが、今

日上川管内の方に本庁から災害視察ということで入っております。当麻の方には他に比べて被害が大きくないということで、今日入っているのは南は富良野から入っておりまして、お昼を境に旭川市内の雨紛、東旭川の方に入っているというような話を聞いております。7月31日の際には当麻町にも災害視察ということで本庁から視察が入っておりましてということをつけ加えて、私からの報告といたします。

議長： 共済組合は欠席との事で連絡がきております。

農業振興課： 今各機関から被害の関係で報告がありましたが、資料3で町農業センターで集計したものを載せております。こちらにつきましては、昨日8月24日現在の部分で7月31日の集中豪雨と8月20日から8月22日にかけての台風の関係の被害をまとめたものでございます。表が3つに分かれています。①7月31日の集中豪雨の被害状況につきましては、地域的には主に北星2区、緑郷、開明から中央6区にかけての清水川沿いの被害が目立っております。②8月20日から22日にかけての台風につきましては、主に中央5区、6区、北星2区、東、開明、緑郷地区の被害が多かったところでございます。こちらの内容につきましては、この表で確認していただきたいのですが、一番下の③の合計というのが今回2回の被害を足したものでございます。施設作物でいきますと、27件10,000坪ほどの浸水、冠水となっております。ハウス棟数は108棟でございます。路地作物では10件5.5haほどの冠水と倒伏、水田では29件20haほどが冠水の被害を受けております。そのうち2.8haほどが圃場内への土砂流入ということで確認をしております。一番下の欄の農地の部分につきましては、水田の畦畔及び法面の崩落、農道の洗掘などが8件13カ所ということで昨日までに確認しておりますが、今日の午前中につきましても部分的被害があるということで情報がありますので、まだ増えるような形ではないかと思っております。全体的につきましても目視できた被害が以上の数値になっておりますけど、まだ確認できていない部分もありますので、被害はまだ増えていくのではないかと思っております。

議長： 以上、関係機関の皆様よりお話を頂きましたが、内容等についてご質問等ございませんか。

議長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

事務局次長： （事務連絡）

議長： それでは、次回の平成28年9月の農業委員会総会の日程であります。9月26日月曜日9時00分から開催します。みなさん稲刈りで大変お忙しい時期だと思っておりますので朝露のある時間に開催したいと思っておりますので、日程調整をよろしくお願いします。

議長： これをもちまして、本日の総会を閉会いたします。

局長： ご起立願います。礼。ご苦労さまでした。

閉会 13時53分